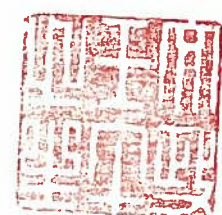




① 白濱村松原神社縣社格加列賀筵祝文

謹デ惟フ吾ガ松原神社八幡大神ノ威徳風ニ天平宝
 字ニ著ハレ 列聖ノ崇敬セラル、所ハ記傳觀ルベ
 コハウキキヤウ シカフ アレカミレイコウレキダイブモンマダシヨ
 ク古宝器証スベシ而メ足利氏以降歷代武門亦其餘
 風ヲ仰ギ各々神地ノ獻アリ既ニメ 明治ノ中興殊ニ
 神祇ヲ崇敬セラレ吾ガ社モ亦郷社ニ列セラレ雲平
 マサリラ センレツバウ シヤシヨウ ウ
 政則等ノ謏劣乏ヲ社職ニ承クル丁亦此ニ數年ニ及
 ベリ何ゾ圖ラン社運ノ旺盛日ニ就リ月ニ將ミテ今
 ナサラ ケシキ レツ
 也更ニ縣社ニ列セラル、丁ヲ得ントハ此レ固ヨリ
 オホカミ 井トククランカ ケイイ イ
 大神ノ威徳官家ノ敬意ニ出ツト雖凡亦社民諸君赤
 セイクラリヨク イタ トヨ
 誠協力ノ致ス所ニアラズヤ然リ而メ雲平政則等モ
 亦其餘榮ヲ受クル丁ヲ得タリ亦何ゾ幸ヒノ甚シキ
 コ、 オヒ カマ シンオン バンブン ホウタク アハ
 ヤ是ニ於テ乎將サニ神恩ノ万分ニ奉答シ弁セテ諸
 シン セキセイケラリヨク シヤ
 君ノ赤誠協力ヲ謝セントス是ヲ以テ爰ニ佳辰ヲト
 シ 聊カ祝筵ヲ開ヒテ以テ其嘉慶ヲ同フス唯願フ諸
 シン イシ ウス ス
 君杯盤ノ薄キヲ舍テ、衷情ノ厚キヲ取り爰ニ斟ミ
 コ、 コ、 ウタ コ、 マ
 爰ニ酔ヒ爰ニ歌ヒ爰ニ舞ヒ以テ今日ノ喜樂ヲ盡シ
 サラ フジツ サイジ マツタ
 更ニ不日ノ祭事ヲ全フセン丁ヲ果メ然ラバ則チ大
 カミ レイ マタカチラ コ、 コウカン
 神ノ靈モ亦必ズ此ニ降監アラン亦雲平政則等ノ大
 カウナリカ ノ シヨクシ スデ ケフ シリクヨク
 幸也且ツ夫レ諸君ト已ニ協心戮力ヲ以テ此舉ヲ始
 マタカチラ ケフ シリクヨク
 ム亦必ズ協心戮力ヲ以テ此舉ヲ終ヘントス古人云
 ドウキ アヒモト アハ、 コアキヨ
 フ同氣相求ムト嗚呼此舉ノ謂ヒ乎又云フ既ニ酔フ
 サケ モツ スデ ア
 ニ酒ヲ以テシ 既ニ飽クニ徳ヲ以テスト嗚乎此筵ノ
 イ、 カ、 シヨクシラ マタコレ リヤウ
 謂ヒ乎諸君其亦之ヲ諒セヨ 明治十四年四月二十七
 ニチ、 シ、 シ、 ヤマクン、 ヘ、 シ、 シ、 ウタ、 ミ、 マ、 リ、 ラ、 イ、



④ 觀海講堂開業式祝文

答諸彦

明治ノ聖世ニ際シ奎星ノ文運ニ會シ苟モ神州ノ赤
 子タル者葵藿日ニ傾キ孝烏親ニ哺スルノ忱以テ煦
 育萬分ノ恩ニ報ゼザル可ケン哉此レ有志諸君ノ其
 心ヲ誠實ニシ其盟ヲ金石ニシ此講堂ノ設アル所以
 ナリ雲也一日ノ長ヲ以テ叨リニ師儒ノ闕ニ補シ此
 講堂ニ主タルヲ以テ何ヲ以テカ其盛意ニ答ヘンヤ
 古聖謂エル憤ヲ發シ食ヲ忘レ終日乾々ナル者以テ
 期ス可キノミ果メ然ラバ則チ諸君ト共ニ神聖ノ大
 道ニ由リ洙泗ノ正流ヲ斟ミ時ニ手ヲ文林ニ携ヘ或
 ハ筆ヲ詩壇ニ揮ヒ風流篤行彼此相濟ヒ長短相成シ
 以テ國家一旦ノ用ヲ待ツ此レ乃チ此堂ノ設ケアル
 所以ニメ而シ雲ノ以テ諸君ニ報ズル所モ亦此ニ外
 ナラザル也此レ獨リ諸君ニ報ズルノミニ非ズ乃チ
 以テ國家万分ノ恩ニ報ズル所ナリ乃チ以テ神州赤
 子ノ分ヲ盡ス所ナリ謹デ奉答ス明治十七年十月一
 日辱知龜山雲平拜

⑤ 白濱警察分署新築落成式祝文

飾東ノ郡白濱ノ里ハ乃チ播磨ノ南陲ニメ而メ兵庫
 縣廳ノ管轄ニ係ル爰ニ佳域ヲトシ新夕ニ一署ヲ設
 ク乃チ姫路警察署ノ分署タリ土木功ヲ竣ヘ裝飾亦
 成ルニ署ノ長官主幹ノ任ヲ以テ里中委員ト相謀リ
 此日ヲ以テ落成ノ佳典ヲ舉ゲラル是ニ於テ乎令公
 閣下各職諸君此ニ親臨セラレ此經營ニ關スル里中
 諸子モ亦此筵ニ在リ以テ此署ノ新成ヲ賀ス獨リ此
 署ノ新成ヲ賀スルノミナラス即チ以テ庶民將來ノ
 幸福ヲ賀スル所也 不肖雲平此里ニ奉祠シ此署ノ管
 護ヲ受ル亦已ニ久シ曩キヤ鼠竊狗盜ノ患少カラズ
 今ハ則チ一犬ノ夜吠ヲ聞カス枕ヲ高フメ曉ニ及ブ
 ヲ得然リ而メ一言ノ以テ之ヲ祝スル無キ可ナラン
 哉抑モ此署ノ管轄十三村ノ廣キ中ニ就テ吾ガ神社
 ニ屬スル村落亦二千六百餘戸一萬千餘人皆吾ガ神
 社ノ一家義兄弟ニ同ジ然リ而メ何ソ能ク過誤違警
 ノ民ナカラン況ヤ法網ニ罹ル者亦少カラザルヲ乎
 此ニ由リ之ヲ觀レバ此署諸君ノ勞亦甚大ニメ而
 メ吾ガ神社ノ深ク耻ル所也蓋シ此署ヤ違警ヲ行事
 ニ防ク即チ法律ノ部分吾ガ社ヤ之ヲ念慮ニ戒ム猶
 ホ教育ノ範圍ナリ苟モ吾社ヲ拜スルノ民ヲメ匹大
 匹婦ノ微ト雖モ必ズ善ニ徙リ過ヲ改ムルノ心ヲ生
 ジ以テ郷曲善良ノ民タラシメ漸次ニ之ヲ擴充スレ
 ハ則チ此署億分ノ一勞ヲ省クニ千カキカ此レ吾社
 ノ以テ此署ニ報スル所也亦以テ此縣ニ此郡ニ報ス
 ル所也松原神社祠官龜山雲平謹テ今日ノ佳典ヲ祝
 ス明治十七年十一月二十八日也

○白濱村戸長役場新築開場祝文

本村執務ノ場舎新夕ニ成リ此日ヲ以テ開場式ノ舉

行アリ 舞生等亦其佳招ヲ辱シ 叨リニ各位諸君ノ後

ニ陪ス 鄙心竊カニ喜フ所アリ 今ヨリ 以往村務ノ朝

ニ山積スルモ夕ニ氷解スルヲ知ルベキナリ 蓋シ人

ノ精神其居ノ良否ニ從テ以テ増損ス 今此清明ノ良

場ニ臨ミ一層ノ精神ヲ發揚シ以テ百端ノ劇務ヲ處

セハ事留滞ナク官民兩ナカラ利アリ 其一層ノ精神

ヲ發揚スルハ則チ謂ハユル居ハ氣ヲ移シ養ハ躰ヲ

移ス者乎亦以テ此場舎ヲ祝スベシ 此場舎ノ成ル民

之ヲ悦ブ亦宜ナラス乎 明治二十年七月十五日 龜

山雲平谷政則等拜

③ 粟生尋常小學校開校祝文

良校新夕ニ成ル區内諸彦ノ勵精欽スルニ堪タリ絃

誦爰ニ起ル校弟諸子ノ敬業思フベシ此盛式ニ陪ス

情多ク才短シ何ヲ以テ鄙言ヲ呈セン彼ノ聖訓ヲ思

フニ理至リ義盡ク聊カ以テ祝詞ニ綴ル誨テ倦マザ

ルハ此校教員諸君ニ於テ乎之ヲ保ツ學デ而メ厭ハ

ザルハ此校諸弟子其レ之ヲ勉メザル可ケン哉斐然

ノ章郁々ノ文其成功ノ美ニメ且ツ速カナル丁ハ足

ヲ翹テ待ツベキナリ明治二十年七月十五日龜山雲

平谷政則等拜

粟生尋常小學校新築畧記

此校也在播磨飾東白瀨村而其區也係第七學區
蓋校舍之設各郡各區以維持乃尋常法此地古生
松如粟故稱粟生松原是其校之所起也明治中興
學令既下迺權營校舍二棟其一在村之西部其二
在村之中部右以散子勇熱其制狹隘不能容眾校
業者以為遺憾今茲丁亥春區中諸君相議欲
新築一校舍資財亦有所計畫議乃決時方三月也
遂請 官卜地遷其在西部者以為村長執務場就
其舊址以起此校是為尋常小學校其在中部者依舊
是為簡易小學校尋常簡易之稱不從學令也其起
也 本郡長渡邊君暨臨其事區中諸君力謀督
其校水石速聚人丁能力至七月其切在竣巍然為良
校矣以是月五日舉開校之典禮者一百數十人有祝
詞以頌校舍之新成於今日望散毓之成績於他日
如出於一人心之汲々於斯文亦可以知也 同記綱惟此校
之整齊臨風導則固有屬郡衙而其維持方略則有
區員諸君之在焉其毓材責任則有散員諸君之在
焉而所夕出入此校尊師親友以正其心勤其業內外以事
父兄朴以奉長上以待國家一旦之用者群子弟之任也
古人云學校者王政之本致治之盛衰視其學之興廢
由此觀之諸君諸君之於此校也此校之興廢此校之興
廢則關於政治之盛衰可不戒懼焉 雲也 厚在予
日之賓後賦此校之興也並秀且壽也因記其概
如此若身詳則更待其人未為晚也

明治三十年七月十五日

節宇西云平謹撰

粟生尋常小学校新築畧記

此の校たるや、播州飾東の白浜村に在りて、其の区たるや第七学区に係かる。けだし校舎の設けは各部各区の維持を以つてすなわち常法となす。此の地いにしえ松の生うること粟の如し。故に粟生の松原と称す。是れ此の校名の起こる所也。明治中興学令既に下り、権営（仮建築の）校舎二棟ありて、其の一つは村の西部に在り、其の二は村の中部に在りて、各々教うる子弟を以て其の制に然らしむれども、狭隘にして、衆を容れて授業する能はざるを遺憾とせり。今茲（ことし）丁亥（ひの）といの年（明治二十年）の春区中の諸彦相議し一校舎を新築せんと欲す。資材は有に応じ、計画する所の議すなわち決す。時方に三月なり。遂に宮に請いて地を卜し、其れに遷る。西部に在るものは村長執務の場たるを以て其の旧址に就き、以つて此の校を起こす。是れを尋常小学校となす。其の中部にあるものは、旧に依つて、是れを簡易小学校尋常簡易の称、亦た学令に従うなり。其の起こり切なり。

本郡長渡辺君その事を鑒臨し、区中の諸彦課を励し、其の役（えき）を督し、木石は速聚し、人丁は能く力む。七月に至り其の功全竣し、巍然として一良校となる。其の月十五日を以つて開校の典を挙ぐ。会するもの一百数十人各祝詞あり以つて校舎の新成を賀し、今日に於ては教育の成績を望み、他日に於ては、一日人心の汲々たるより出ずるが如し。斯れにおいては又亦以て知るべきなり。同じく窃かに惟うに、此の校鑑臨風導は則ちもと郡衙に属するあり。而して其の維持の方畧は則ち区員諸彦のある有り。其の育材の責任は即ち職員諸君にある有り。而して昕夕（きんせき）此の校に出入せば、師親を尊び、又又其の心を正すを以てその業に勤め内外父兄に事うるを以て、外長上を奉ずるを以つて、国家一旦の用を待つ者は郡子弟の任なり。

古人云う、学校は王政の本にして政治の盛衰は其学の興廢に視らる。此の校の興廢は則ち政治の盛衰に關す。戒懼せざりて浚（ふか）く欲するは、此の校の与りて、松色並秀且つ寿ならんことなり。因つて其の概ねを記すること此の如し。若し其れ詳（くわし）くは、更に其の人を待つこととし、未だ晩（おわり）となさず。

明治二十年七月十五日

陳鄙情操祝文

彭亨龜山先生者博學君子神
 之教導而松泉縣社之神安也其靈在
 四方聞先生之高德於前者多矣於
 先生之寓正在社後其室雖不甚狹而
 其身負之學徒常恨飲私既設
 是會長軍弁見以心人若予如之也
 先生文誼念今十有餘年為首唱各
 多之寶金謀新葉既舍雖我生
 亦願不少故首唱者東之而弁廣而
 有志者之助成遂得竣其功焉是先
 之陰德一以茲也本日行可既武先
 豫自擇一龍石鄉歡海地後負
 前而後有松栢有竹林隔市樹僅
 步與粟生按隣與結善友分署在止
 其位甚恰如巴字似男是予謂縣
 之神章已揭且致矣其位置形仗陽神
 而二區五對不圖適巴致之形恐是神
 之誌尊欽果我則此既善又分步步
 靈之冥獲長壽不朽可知也

明治十有五年癸卯

甲申十月初一日

行可謹啟

謹啟

跋

右行軍橫圖三卷今茲甲寅
春三月墨虜之役吾師兵
失隊奉

幕昔戍佃臨袂砲涉之圖也
行止有法旗鼓整肅某為士
大將某為檢使某為使士某
為司付以至槍士統率細大
不遺歷、可觀其此役也

公在師憂思不措教遣使存
問恩威並至而士皆樂為用

每復生意之心暨終役

公猶不忍忘之遂命將野永
秀圖之斯久莫觀以成巡三
軍指揮士卒之想而苟上此
圖者亦皆不墮冒矢石敵
王懷之心則可謂君臣兩得
矣且夫國家益多事艱戎
亦已覲浪華而吾儒又有
家寓室奧請役則亦可以
繼此圖者乎雖然徒供覽
觀以為誇示他人之具則固
不若每作也嗚乎後之觀者
其勿玩物視之

嘉永七年甲寅冬十月下泚

臣龜山美和頓首撰



題成兵給糧營圖後



鉄砲洲之役箕浦軍平為賄奉行兼領
作營事賄奉行者給糧食之職也軍平
有吏幹坐而顧使徒卒如賸使指飲殮
立辨數百將士皆得以時飽也營設二門
自左門入自右門出積米若干石量口而
炊三竈三坐架以大釜而以竹籠盛米
并箆而下釜中湯沸而飯熟乾為方
餅三錢箇鼓幾介以給諸營而其授受
必給驗以防濫竊報告必以擊柝為號
以至汲水吹火瑣事亦皆有法焉及軍
罷軍平自作圖以傳家欲俾兒孫追
思父祖之勤勞然而謬辱
公之一驕

公遂使狩野永秀依樣寫之先是
公已命永秀作行軍圖三卷親序之及
此圖成又副之其後以供覽觀則
公之能容物如海而軍平之榮亦大矣豈
唐使兒孫追思之哉

安政紀元甲寅冬十二月念二日

臣龜山美和應 一教撰

